

令和8年度製菓衛生師試験受験案内

岐阜県健康福祉部生活衛生課

1. 試験日時	令和8年9月10日(木) 午後2時00分～午後4時00分 (午後1時45分までに着席)
2. 試験場所	ワークプラザ岐阜(岐阜市鶴舞町2丁目6-7)
3. 試験科目	(1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 食品学 (4) 食品衛生学 (5) 栄養学 (6) 製菓理論及び実技
4. 受験資格	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>(2) 中学校卒業以上の学歴があり、2年以上菓子製造業に従事したもの(原則、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務形態であること。)</p> <p>※「菓子製造業」の範囲は、菓子製造業、複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むもの又は複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むものとする。</p>
5. 願書等受付期間	<p>令和8年6月22日(月)から6月29日(月)までの午前9時から午後5時まで。</p> <p>※ただし、郵送による受験申込みは、令和8年6月22日(月)から6月29日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。</p>
6. 願書等受付場所	<p>(1) 直接願書等を提出する場合</p> <p>① 県保健所(センターを含む)</p> <p>② 岐阜市保健所</p> <p>③ 岐阜県健康福祉部生活衛生課(県庁)</p> <p>(2) 郵送により願書等を提出する場合</p> <p>「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きし、岐阜県健康福祉部生活衛生課(〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1)あて、書留又は簡易書留で送付してください。</p> <p>※レターパック・レターパックライトでの送付も可</p> <p>※ <u>郵送による手数料納付方法は、オンライン納付のみとなります。</u></p> <p><u>以下「9. 受験手数料」を参照して下さい。</u></p>

7. 提出書類

上記「4. 受験資格」により提出書類が異なるので注意してください

(1) 4. 受験資格の(1)の場合

- ① 受験願書（第2号様式）…………… 1通
- ② 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し又は卒業(修了)証明書…………… 1通
 - ・卒業証書の写しの場合は**原本も持参**して下さい。
 - ・郵送による場合は**卒業(修了)証明書**に限ります。
 - ・2年制等の養成校で受験資格を有して**卒業していない**場合には、1年以上の就学が確認できる**履修証明書**を提出して下さい。
- ③ 写真…………… 1枚
 - ・出願前6ヶ月以内に正面から撮影した**縦4.5cm、横3.5cm**のもので、脱帽、上半身、無背景のもの。
 - ・裏面に氏名、撮影年月日を記載して下さい。

(2) 4. 受験資格の(2)の場合

- 上記①及び③…………… 1通・1枚
- ④ 菓子製造業従事証明書（第3号様式）…………… 1通

- * 製菓衛生師試験基準（平成12年厚生省告示第270号）第3項の規定により、試験の一部について免除を受けようとする場合は、菓子製造（1級又は2級）に係る技能検定合格証書の写し（原本も持参して下さい）1通を提出して下さい。
- * 写真の大きさは、縦4.5cm、横3.5cmを厳守して下さい。

《令和3年度以降に岐阜県製菓衛生師試験を受験した方へ》

過去5年間（令和3年度～令和7年度）の岐阜県製菓衛生師試験の受験票を提出することで、上記②及び④の書類の提出を省略することができます。

- * 令和3年度以降の岐阜県製菓衛生師試験の受験票を紛失等により提出できない場合であっても、願書受付時に受験者であったことが確認できれば、同様の取扱いとします。出願の際に、本人確認のできる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。郵送で願書を提出する場合は、本人確認のできる書類の写しを、その他の提出書類と併せて提出して下さい。
- * 過去受験時の氏名と現在の氏名が異なる場合には、改姓名が分かる本人の戸籍抄本（必要がある場合は除籍抄本等。発行後3か月以内の原本）を併せて提出して下さい。

8. 菓子製造業従事証明書について

- (1) 従事した菓子製造業施設の営業許可年月日を記入するに当っては、最新の営業許可年月日を記入してください。
- (2) 従事施設が廃業されている場合は、廃業年月日も記載してください。
- (3) 従事業務の内容については、具体的に記載してください。
- (4) 菓子製造業従事証明者は原則として営業者（施設長）とします。ただし、営業者（施設長）が受験者本人又は親族（配偶者、2親等内の血族）である場合、若しくは廃業等により、当時の施設長がいない場合は、菓子工業組合等団体の長の証明（職印）としてください。
- (5) 1か所の施設では従事期間（2年以上）を満たさず、従事施設が2か所以上にわたる場合は、それぞれ実務先の証明書を必要とします。
- (6) 原則として週4日以上かつ1日6時間以上菓子製造業務に従事し、従事期間は、証明日現在で2年を満たしていることが必要です。
- (7) 証明印について
 - ① 営業者が法人の場合
代表取締役又は理事長の職印が必要です。なお、チェーン店等の責任者（雇用権限を有する店長・支配人等）が証明する場合は当該責任者の実印又は職印を用いてください。
 - ② 営業者が法人でない場合
営業者個人の実印が必要です。

9. 受験手数料

9,400円の手数料をオンライン納付、キャッシュレス決済、現金決済で受付けています。

【オンライン納付】

クレジットカード・PayPay・Pay-easyにてお支払いが可能です。

- (1) 窓口（岐阜県庁、県保健所（センターを含む）、岐阜市保健所）で申請される場合
 - ・**窓口**で二次元コードを読み取り、お支払いください。
- (2) 郵送で申請される場合
 - ・二次元コードより、**申請書類発送までに**オンライン納付の申請をしてください。
 - ・オンライン納付完了後、画面に表示される受付番号又はメールにて「【重要】お支払い手続き完了のご案内」として送付された文面内の受付番号を受験票に記載してください。

↓ 受験票の以下欄へ記載

<input checked="" type="checkbox"/> オンライン納付	受付番号	QB00006150
---	------	------------

オンライン納付二次元コード→
フォーム Q5「受験手数料」から
Q18「製菓衛生師試験手数料 ¥9,400」を
必ず選択すること



申請者の
Logoフォーム画面

手数料納付フォーム_V4(申請時決済方式)
入力フォーム
送信完了
ご入力ありがとうございました。
＜ 受付番号: QB00006150 ＞
入力内容を印刷する

申請者のメール画面

このメールは生活衛生課の申請フォームより申込みをされた方に送信しております。

ご入力ありがとうございました。

フォーム名:
手数料納付フォーム_V4(申請時決済方式)
受付番号:
QB00006150

**必ず画面のスクリーンショット
若しくはメールの保存をすること**

本フォームのお問い合わせ先: 生活衛生課
電話番号: 058-272-8490
URLにアクセスした際、パスワードの入力を求められますので、上記のパスワードを入力してください

【キャッシュレス決済】

クレジットカードやコード支払い、電子マネーに対応しています。

窓口（岐阜県庁、県保健所（センターを含む））で申請される場合に限りです。

- ・窓口の営業時間は8:30～17:15までとなっております。
- ・県庁の窓口にてキャッシュレス決済をご希望する場合、申請書類を審査してから決済をしていただきますので、遅くとも16:45までには窓口にお越しください。
- ・クレジットカードやコード支払い、電子マネーに対応していますが、これらの支払方法を併用することはできません。そのため、事前に残高をご確認ください。

【現金決済】

上記の方法が難しい場合、対応が可能ですが、来庁前に担当者へご相談ください。

（手続きに時間がかかる場合がございます）

窓口（岐阜県庁、県保健所（センターを含む））で申請される場合に限りです。

※ 受験手数料は、理由の如何に関わらず、受験に関する書類の受付後において返還しません。

10. 受験票の送付

受験票は、試験日の5日前までに受験者に送付します。

11. 合格発表

令和8年10月23日（金）午前10時に、県庁、県保健所（センターを含む）及び岐阜市保健所の掲示板に掲示するほか、合格者には、岐阜県健康福祉部生活衛生課から製菓衛生師試験合格証書を送付します。

なお、同日岐阜県公式ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

* 可否について、電話による問い合わせには応じません。

* 試験会場周辺には、試験の可否を連絡するサービス等を提供する業者がありますが、当県とは一切関係ありません。

12. 試験結果の提供

次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| (1) 提供内容 | 製菓衛生師試験の受験者に係る総合得点及び科目別得点 |
| (2) 提供期間 | 合格発表の日から1ヶ月間 |
| (3) 提供場所 | 岐阜県情報公開・行政相談窓口（県庁1階）及び県保健所特別窓口 |
| (4) 提供を受けるために必要な書類 | 受験票及び本人確認のできる書類 |

13. その他

不明な点については、県保健所（センターを含む）、岐阜市保健所及び県庁生活衛生課のいずれかにお問い合わせください。